

山形市議会基本条例（素案）の市民報告会で出された主なご意見とその回答

条 文	ご意見要旨	ご意見に対する回答
第6条 市民と議会の関係	第6条の市民参加の方法はどのように考えているのか。	具体的には言えないが、施行まで考えていきます。
第8条 会議の公開	会議の公開は、全部公開としていくべきではないのか。	秘密会の規定もあり、原則公開としているものです。
第11条 請願者及び陳情者の意見陳述	第11条に請願者及び陳情者の意見陳述についての記載で、申出が適当と認められる場合とあるが、誰が判断するのか。	市民の意見陳述の機会は最大限尊重すべきであるが、審議妨害とならない範囲とするため判断することにしたものです。誰が判断するかは今後詰めていくこととなります。
第16条 政務調査費 第18条 議員報酬 第19条 議員の定数	定員、報酬、政務調査費の規定とそれぞれの条例との整合性はどのような関係になるのか。	基本条例の規定は、それぞれの条例を見直す場合の考え方を示したものです。
第18条 議員報酬 第19条 議員の定数	議員定数や報酬の条文は議員の保身のためではないのか。	議員定数や報酬についての規定は、議論の元となる視点を明らかにしたものと認識しています。